

「段階的・計画的な恒久財源等による運営への移行」に関する申合せ

令和4年12月20日

関係省庁申合せ

〔復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省〕

新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日内閣総理大臣決定）において、「機構の長期・安定的な運営の確保を図るべく、政府を挙げて必要な予算を確保する」、「機構は、福島創造復興に不可欠な拠点となることから、機構が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）設置中は復興財源等で必要な予算を確保するとともに、復興特会終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進める。」とされているところ、当面の方針は以下の通りとする。

1. 一般管理費

1. 1. 方針

一般管理費は、恒久組織を支えていく共通経費的性格を持つことから、恒久財源への段階的移行を早期に導入する。機構立ち上げの令和5年度から、一般管理費の一部について復興庁を除く共管5省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省を指す。以下同じ。）が一般会計から拠出する。

1. 2. 具体的対応

役員は機構の長期的な組織運営への大きな影響力を持つと考えられ、共管5省は役員の担う業務に等しく関係する。このため、役員報酬を一般会計負担の対象とすることとし、令和5年度から令和7年度の間、機構の役員報酬を、共管5省から等分して拠出する。

令和8年度以降（～中期計画期間の令和11年度まで）については、機構の活動状況を踏まえ、研究開発の規模・内容等も勘案して、各省ごとの拠出額を、復興庁が中心となり、関係省庁の全面的参画のもと検討する。

共管5省からの拠出は、各省一般会計予算において機構向け予算を計上する。その際、福島復興再生特別措置法において管理業務に関する事項の主務大臣が内閣総理大臣とされていることを踏まえ、復興庁において各省の執行事務全体の効率化・共通化を図る観点から、事務の実質的なとりまとめ等、最大限の支援を行う。

2. 施設整備費

2. 1. 方針

組織の立ち上げ時に必要となる一時的な費用としての性格をもつことから、復興財源の充当を基本とする。

2. 2. 具体的対応

機構の当初の施設整備（用地や事務棟・研究棟等の建物）には復興財源を充当する。復興庁が復興特会に計上・執行する。

3. 業務経費（研究開発経費等）

3. 1. 方針

創造的復興に不可欠な拠点として、当面は復興財源を基本に業務運営を軌道に乗せつつ、将来的な「外部資金・恒久財源による運営の姿」へ向け、財源のあり方等について、復興庁が中心となり、関係省庁の全面的参画のもと検討・見直しを行う。

3. 2. 具体的対応

まずは、復興施策として復興財源を活用して、機構の安定的な運営を確保し、政府一丸となって着実に実績を蓄積していくこととする。

また、福島特措法に基づく研究開発等業務の実績等に関する評価等を通じた機構の研究に対する評価や、復興の進捗状況を踏まえた復興基本方針の見直し等を考慮しつつ、今後の予算編成において、段階的・計画的な復興財源以外の財源への移行を検討する。その際、個々の研究開発プロジェクトについても PDCA サイクルを確立し、その実績に基づき不断の見直しを行うこととする。

これらの取組を通じて、科学技術・イノベーション施策の中で成果を上げていくことにより、次期中期計画期間開始時（令和 12 年度）には、競争的資金の獲得や、科学技術・イノベーション等に関連する予算の優先的な配分が受けられる法人となることを目指す。併せて、寄附金の受入れ、共同研究の推進、事業収入の確保、研究成果の活用実績や地域再生への貢献等をわかりやすく説明すること等を通じた地域の幅広い他主体と連携した取組等を活用して、研究開発活動のための財源を確保する。

（以上）